

○山梨県警察古物営業関係事務取扱要領の制定について

〔 令和 3 年 3 月 3 0 日 〕
〔 例規甲 (生企許) 第122号 〕

(概要)

この要領は、古物営業法、古物営業法施行令、古物営業法施行規則、山梨県公安委員会公印規程及び山梨県公安委員会事務専決規程に基づき、古物営業等に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。